社会教育関係団体の登録について（更新）

社会教育関係団体登録の更新を希望される団体につきましては、以下のとおり更新の手続きをされるようお願いいたします。

1　提出書類等　【記入上の注意は裏面参照】

No	様式	提出または提示するもの	団体ﾁｪｯｸ欄
①	第3号様式 （第9条関係）	港区社会教育関係団体登録更新申請書	□
②	団体作成	団体の規約又は会則	□
③	添付書類2	団体の会員名簿	□
④	添付書類3	活動計画書	□
		活動報告書	□
		決算報告書	□
⑤	第4号様式 （第8条関係）	港区施設予約システム利用登録変更･登録廃止届　システム利用カード紛失届及び再交付申請書 ※代表者や住所などの変更があり、施設の利用登録変更を行っていない場合のみ提出	□
⑥	本人確認 書類	代表者の本人確認書類の提示（マイナンバーカード、運転免許証）	□
		在住又は在勤者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、在勤証明書、社員証※勤務先・所在地・氏名が記載）の提示	□

※①～⑤（②は見本）及び⑥の在勤証明書（見本）を参考に同封しています。

2　提出部数　　各１部

3　手続き開始時期　　令和８年１１月２１日から窓口にて申請を受け付けます。

4　提出窓口　　港区生涯学習スポーツ振興課生涯学習係、港区立生涯学習センター、港区立青山生涯学習館のいずれかに提出してください。

5　登録証の発行　　提出された書類については審査を行い、登録が承認された場合、団体に登録証をお渡しします。
更新後の有効期限は、２０３０年3月３１日となります。
※書類提出後、約３週間で登録証を発行します。

6　問合せ・提出窓口

●港区立生涯学習センター（ばるーん）
住所：港区新橋３－１６－３（２階事務室）　　電話：０３（３４３１）１６０６

●港区立青山生涯学習館
住所：港区南青山４－１９－７　電話：０３（３４７０）４５８４

●港区生涯学習スポーツ振興課生涯学習係
住所：港区芝公園１－５－２５（港区役所７階）　電話：０３（３５７８）２７４１

裏面あり

【記入上の注意】

No	様式	提出または提示するもの	記入上の注意
①	第3号様式 （第9条関係）	港区社会教育関係団体 登録更新申請書	●別添の記入例を参照してください。 ●団体の連絡先は区内にあり、代表者・常任講師以外の人であること。問い合わせなどの受付先になりますので、必ず連絡がつく所を記載してください。 ●常任の講師は、団体の代表者になることができません。
②	団体作成	団体の規約又は会則	●見本を参考に、団体独自で作成しても構いません。
③	添付資料2	団体の会員名簿	●「区内在住者」「区内在勤者」「その他」に分けて記入してください。 ●様式を参考に、団体独自で会員名簿を作成しても構いません。
④	添付資料3	活動計画書	●今後の活動計画を記入してください（1年分で可）。 ●様式を参考に、団体独自で活動計画書を作成しても構いません。
		活動報告書	●これまでの活動実績を記入してください（1年分で可）。 ●様式を参考に、団体独自で活動報告書を作成しても構いません。
		決算報告書	●様式を参考に、団体独自で昨年度1年間の決算報告書を作成してください。
⑤	第4号様式 （第8条関係）	港区施設予約システム利用登録変更・登録廃止届　システム利用カード紛失届及び再交付申請書	●代表者や住所など変更があった場合は必ずご提出ください。
⑥	本人確認書類	代表者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書、介護保険証）の提示	●窓口で原本を確認後、返却します。（コピー不可）
		在住者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書、介護保険証）の提示	●在住・在勤者は全員分の提示が必要です。 ●確認後、返却します。（コピー可）
		在勤者の本人確認書類（在勤証明書、社員証※勤務先・所在地・氏名が記載）の提示 ※名刺不可	

※記入は、黒のボールペンでお願いします。（鉛筆や消せるボールペンは不可）